

**福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会**  
**子どもの貧困対策の推進に関する部会 会議録**

1. 開催日時 令和2年7月2日（木） 15：45～16：30
2. 開催場所 福岡県中小企業振興センタービル 301会議室
3. 出席委員 安部委員、壹岐委員、伊藤委員、大谷委員、小方委員、鎌田委員、杉原委員、高島委員、中村委員、野口委員、花田委員、松崎委員、笠委員（13名）
4. 欠席委員 奥村委員、小坂委員、林委員、森松委員（4名）
5. 事務局 保護・援護課：余語課長、近藤企画監、土斐崎生活困窮者自立支援係長
6. 議題
  - (1) 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の改定スケジュールについて
  - (2) 「子供の貧困対策に関する大綱」の改正について
  - (3) 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の改定方針案について

7. 議事の概要（司会：土斐崎係長）

①開会	余語課長 挨拶
②委員の紹介	委員の交代に伴い、伊藤委員、鎌田委員、野口委員、林委員の紹介
③会議の成立について	福岡県社会福祉審議会規則第9条第3項の規定により準用する同規則第6条第3項の規定により、部会が成立していることを報告
④会議の公開について	子どもの貧困対策の推進に関する部会設置要綱第4条第1項の規定により、公開とすることを報告
⑤議事概要	<p>(1) 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の改定スケジュールについて            近藤企画監が資料1により、計画改定にかかる令和2年度のスケジュールについて説明</p> <p><b>【質疑応答】</b>            意見等、特になし。</p> <p>(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」の改正について            近藤企画監が資料2により、改正のポイントを含めた概要について説明</p> <p><b>【質疑応答】</b>            (安部委員)</p>

この大綱に基づいて、県はこれを参考にして作成するというのか。県の計画との位置関係を教えてほしい。

**(事務局)**

大綱を説明した理由については、都道府県計画を策定することとされている法律において国の大綱を勘案して作成することとされているためである。そのため、ベースとなる国の大綱について説明をさせていただいている。

**(安部委員)**

それこそ、なぜここはこの数値なのか、なぜこの項目が落ちたのかと言われても県はわかりません、国がそうしたからということですか。

**(事務局)**

大綱を勘案して県が計画を策定することになるが、一言一句あわせることではないので、県の実態を踏まえ強弱をつけたり見直しをしたりということが当然ありうると思う。そういった意味で実態を知っている皆様方からの意見をお願いしたいという趣旨である。

(3)「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の改定方針案について  
近藤企画監が資料3により、次期計画の改定方針案について説明

**【質疑応答】**

**(松崎委員)**

今度の素案の説明の際で構わないので、現在の県計画のなかで25指標のうち9つが県数値を把握できなかったとあるが、同じように考えていくのか示してほしい。指標を考えていくときに、今は把握できないがこういう指標も県としては考えていくということを含めて考えていくのか、ただありませんということでは参考にするということにするのか考え方を教えてほしい。

**(事務局)**

39指標のなかで県数値の把握できないものの取扱ですが、県の計画期間が5年間ということがあるので、5年間のなかで把握できる指標ができたとして、色んな状況を勘案したときに計画を5年間そのままいかなければならないというわけではないため、必要に応じて見直すということはあるかと思うが、把握できない指標を計画の途中の段階で拾っていけるかどうかは今のところ何とも言えない。

**(松崎委員)**

県計画のなかで5年間でどうだったのか報告をいただいて、そのうえで新しい計画をたてるときに、どういう指標になるのだろうかということも含めて検討していくということによろしいか。

**(事務局)**

新しい計画を策定したあとは、毎年度、進捗状況等について議論いただきたいと考えている。そのなかでこの指標については県の指標がないといった場合でも、違った見方でこういう視点での指標ができないかといった意見が出てくると思われる。毎年度の進捗状況の報告の際にまた議論いただけたらと思う。

**(花田委員)**

現計画と新計画を比較したときに、現計画が経済的貧困というところを中心にたてているが、新計画になると指標も増えて広がっており、支援が届いていないところとか漠然としているが、国が出したものを基本に福岡県の生まれた場所によって差がないとかいうのは盛り込めるのかと思うが、この辺は意味合いが変わったとかなにかあるか。

**(事務局)**

国の見方のところが、子どもの今後を見据えたことを考えればよいというのが、法改正によって幼少期あるいは妊娠期からの支援を考えていくべきであって、進学すればいい、就職すればいいというものでなく、その者が自立して社会的に安定したライフステージも対象にしていくと法律に示されたので、当然、県としても今まで以上に幅広い施策を拾っていかなければならないということになる。名称は子どもの貧困対策だが、子どもが大人になったときも含めた貧困対策ということになるので、国の方針に従って今の計画にない施策の追加があるものと考えている。

**(中村委員)**

新計画の重点方針を現計画と比較して、③生まれた地域によってというところを新たに盛り込んでいるが、現計画の5年間のなかで県としてこれを地域によって格差があるとか実態の数値的なものがあって、次回の会議で示してもらえるのか。

**(事務局)**

重点方針の市町村の取組の支援については、国大綱の基本的な方針の分野横断的な基本方針(4)で地方公共団体による取組の充実を図るところに、

生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないように市町村の取組を支援すると記載されているので、基本的には国の大綱に沿った形となっている。意味合いとしては、法改正のなかで市町村についても子どもの貧困対策の計画を作る努力義務をするということがある。今までは特に市町村の方で子どもの貧困に特化した計画を作るということにはなかったが、今後は市町村も具体的な役割を持ってもらわなければならない。子どもの貧困の支援を考えていくときに、一番身近な市町村の役割は存在しているので、そういう意味で市町村の計画が必要となってくる。県で計画を策定するにあたっては市町村の取組を促していかないといけないという問題意識で今回入れさせてもらっている。

**(松崎委員)**

昨年度の社会的養育についての計画との関係性はどうなっているのか。

**(事務局)**

社会的養育の計画であるとか、子育ての計画とか、それぞれの目的ごとに計画を策定しており、我々は子どもの貧困対策という視点で計画を作るが、社会的養育や子育ての視点から考えないといけないところも出てくるので、そういった計画と共有する部分もある。

**(高島委員)**

高校を代表してきているので数値目標が気になる。ずっと現場にいるが、生活保護世帯の高校生に関するところで数値を出したとかの記憶がない。それと、公立、私立で相当違うという認識がある。私学は全部出していないという認識だが、数値がどこから出ているのかがわからない。教育委員会と共同しながら色んなことをやっていくということもあるなかの一つとしてこういうデータをとっているという解釈でよいか。

**(事務局)**

今の県計画の数値目標となっている生活保護世帯の子どもに関する指標については、生活保護を受給されている世帯について福祉事務所を通じて子どもの状況を確認している。

**(4) その他**

委員及び事務局から特に意見なし。

**(5) 閉会**